

登記基準点設置区域測量データの登録及び保管規程

最終施行日 令和2年4月1日

第1 総則

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「協会」という。）の社員が、登記基準点設置地区における測量成果の登録、管理及び開示の方法を明示することにより、最新の測地成果に基づく測量成果が広く使われ、正確な地図づくりに資することを目的とする。

(登記基準点設置地区)

第2条 登記基準点設置地区とは、協会の事業により登記基準点を設置した地区と、DID（人口集中地区）の内、都市再生街区基本調査に基づく街区基準点設置地区をいう。

(登記基準点委員会)

第3条 各統轄支所長は、成果の点検及び報告等に必要があると認めるときは、登記基準点委員を任命し、委員会を設置することができる。

2 協会は、統轄支所長に、登記基準点を登録するに際し、基準点測量に精通した要員の確保、育成及び成果の点検を行なうために、前項の委員会の設置を奨励するものとする。

第2 登記基準点の登録

(登録の義務)

第4条 社員が登記基準点設置地区（ただし、第2条の街区基準点設置地区を除く。）で業務を処理し、別途定める登記基準点測量作業マニュアル（以下「作業マニュアル」という。）に基づき登記基準点を設置したときは、登記基準点の登録をしなければならない。

2 街区基準点設置地区では、作業マニュアルに基づき設置した登記基準点の登録を推奨するものとする。

(統轄支所長の指導)

第5条 統轄支所長は、新たに登記基準点を設置する必要がある業務等について、業務処理担当社員に、必要に応じて登記基準点の登録を指導しなければならない。

(4級登記基準点の成果報告)

第6条 社員は、3級登記基準点以上を与点として、結合多角方式、単路線方式、その他の方式で設置した4級登記基準点の成果を統轄支所長に報告しなければならない。

(成果の点検)

第7条 統轄支所長は、前条の成果を受領したときは、速やかに登記基準点の設置の有無及び次の各号に定める事項について、作業マニュアルに基づいて点検精査をしなければならない。

- (1) 観測方法 (GPS 観測, TS 観測)
- (2) 測量方法 (結合多角方式、単路線方式、その他)
- (3) 等級 (与点の等級、辺数、辺長、路線を確認し等級に適応)
- (4) 許容範囲
- (5) 登記基準点の標識 (永久標識であること及び種別)
- (6) 設置場所 (永続性のある場所)
- (7) 点の記 (記載事項の確認)

(登記基準点の登録)

第8条 統轄支所長は、前条による点検が完了したときは、速やかにその成果を協会の理事長(以下「理事長」という。)に送付しなければならない。

(その他の登記基準点の登録)

第9条 協会の社員以外の者が設置した登記基準点は、設置者の許可を得て統轄支所長が承認したときは、他の登記基準点同様に登録することができる。また、登記基準点設置地区以外の地域で設置された登記基準点も同様とする。

(記録の保存)

第10条 統轄支所長は登記基準点の報告書を5年間保存しなければならない。

第3 登記基準点の維持管理

(亡失等の報告)

第11条 社員は、登記基準点について亡失、破損、その他異状があることを発見したときは、登記基準点現況調査報告書に必要事項を記入の上、遅滞なく統轄支所長に報告しなければならない。

- 2 統轄支所長は、前項の報告を社員から受けたときは、理事長に報告しなければならない。
- 3 統轄支所長は、前項の報告に、登記基準点の存続の必要性の有無を判断し、廃点の要否を付記しなければならない。

(廃点)

第11条の2 この規程において「廃点」とは、第4条で定める登記基準点を廃棄し、併せてその測量成果、測量記録等を抹消することをいう。

- 2 理事長は、前条の報告を受けたときは、廃点の要否を決定する。

第4 その他

(開示方法)

第12条 協会は、登録した登記基準点の成果を、協会のホームページに掲載するほか、統轄支所長は閲覧に供することとする。なお、開示内容は次の各号によるものとする。

- (1) 成果の地図(1/2500)、点の記及び成果表(誤差の計算書等)
- (2) 廃点、亡失、破損に関する情報

(点の記の作成方法)

第13条 点の記の作成は、次の各号により作成するものとする。

- (1) 点の記は、別紙様式により作成すること。
- (2) 点名は、市町村コード、登記基準点の等級-1番から降順-社員番号(社員以外は、社員番号を「0」とする。)の順に記載すること。
- (3) 所在は、隣接土地の地番先(道路、水路に地番があっても使わない)を記載すること。
- (4) 備考欄には、測量方法を記載し、その他注意点などがあれば記載すること。
- (5) 4級登記基準点の場合は、実際に使用した3級登記基準点若しくは2級登記基準点を与点として記載すること。
- (6) 略図は方位、写真と同方向にて分かりやすく作成し、写真を添付すること。

(成果の責任)

第14条 登録された成果を利用したことにより生じた損害については、利用した者の責任とし、協会は、その責を一切負わないものとする。

附 則（抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年4月22日から施行する。
- 2 20周年記念事業登記多角点設置区域測量データの登録及び保管規約（以下「旧規約」という。）は、この規則の施行により、廃止する。なお、旧規約に基づいて作成した成果は、この規則により作成したものとみなす。